

藤岡市社会福祉協議会就労自立促進事業規程

1 目的

働くことに慣れてない、就労活動に不安がある、働きたいが行動に移せない等社会と関わる経験が少なかったり、過去に辛い経験をして働くことに自信が持てなかったりと、さまざまな理由で一歩が踏み出せない方に対し、就労体験・見学をする機会を提供し、社会経験を培い、職場での適応能力と「働く」ことへのモチベーションを高めることを促進する。

2 実施主体

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）

3 対象

- ① 就労体験・見学希望者（以下「参加者」という。）で生活困窮者自立相談支援事業に申込した者。
- ② 生活困窮者自立相談支援事業を利用している者。
- ③ 市内及び近隣市町村で、様式1「就労体験・見学受入企業、団体等申込書」により受入可能な企業、団体等。

4 実施内容

- ① 本会は、参加者からの申請に基づき、就労体験・見学の受入企業、団体等（以下「事業所」という。）の状況を確認し、適宜就労体験・見学の実施を調整する。
- ② 就労体験・見学の具体的な内容については、様式1「就労体験・見学受入企業、団体等申込書」の体験・見学の内容に基づき、本会が事業所と調整して決める。
- ③ 参加者の心身状況や能力を考慮した内容とする。
- ④ 保険の補償対象外及び危険を伴う内容については行わない。

5 保険

本会は、事業の実施にあたり、全国社会福祉協議会が用意する生活困窮者就労支援保険に加入することを必須とし、事業の円滑な実施及び事故等に備えるものとする。

なお、保険料については、参加者の自己負担とする。

6 受入期間及び人数

参加者の希望に基づき、本会が事業所と調整した期間（日数、時間）及び人数とする。

7 費用

- ① 参加費は無料とする。
ただし、参加に係る交通費、食費、保険料等は参加者の自己負担とする。
- ② 体験における作業工賃は原則無給とする。
ただし、事業所の規程や意向を優先する。
- ③ 事業所に対しての受入費（謝礼金等）は発生しない。

8 個人情報の取扱い

- ① 本会及び事業所が本事業により取得した個人情報については、本事業の実施、遂行のためのみに使用するものとする。
- ② 参加者は、本事業体験中に知りえた情報について口外しない旨について、様式2「就労体験・見学参加申込書」を本会及び事業所に提出し、本事業終了後も漏洩してはならない。

9 その他

協力事業所の希望があった場合、SNS、本会ホームページ、社協だより等（広報）に掲載し、社会貢献活動としてPRをする。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。